

薬害教育教材の活用方法等について

【平成 25 年度の教材配付について】

送付時期：平成 25 年 1 ～ 2 月

送付対象：全国の中学校（約 11,200 か所）等

- ・ 前回の薬害教育検討会（昨年 10 月開催）において、表紙について再検討すべきとのご意見があったことを踏まえ、教材の名称及び表紙のデザインの変更を行った。
 ※ より主体的に薬害について学ぶという意識を持ってもらうため、「薬害って何だろう？」から「薬害を学ぼう」に名称の変更を行った。また、薬害被害者の実態がより分かるよう、表紙に被害者の写真を掲載した。
- ・ 教材の送付に当たっては、昨年度のアンケート調査を踏まえ、送付時期の前倒し（前年度中に送付）を行うとともに、新たに「活用の手引」やワークシートを送付。
- ・ 教材の配付と併せて、厚生労働省ホームページを改訂し、新たな教材や上記ワークシート等を編集可能な形式で掲載。
- ・ 文部科学省初等中等教育局教育課程課を通じて、全国の都道府県・指定都市教育委員会等に対して中学校における教材の活用が図られるよう周知を依頼するとともに、前回の検討会において、高等学校における当該教材の活用についてご意見があったことを踏まえ、同様に教育委員会等に対して高等学校における教材の活用について周知を図っていただくよう依頼を行った。

【平成 26 年度版の教材配付に向けて】

（１）今年度のアンケート調査結果（資料 1 - 1）を踏まえた見直し

- ・ 教材の趣旨やねらいが十分に伝わっていないと思われる部分について、「活用の手引」の充実を図り、教材の使用時期や、薬物乱用防止問題との違い等について現場が分かりやすいように記載する（別添 1 参照）。
- ・ 教材の送付時期については、「早すぎる」「遅すぎる」等の意見も寄せられたが、送付時期を頻繁に変えると現場で混乱を招きかねないことから、平成 25 年度と同時期の発送を予定。（（２）のとおり、送付時期についてアンケート調査の質問項目に追加し、改めて現場の意見を聴くこととする。）

（２）アンケート調査項目の見直し（※来年度の教材発送に併せて配付）

- ・ 教材の送付時期や、「活用の手引」のわかりやすさなど、調査項目を増やし、より効

果的な教材の活用方法の検討に資することができるようにする（別添2参照）。

（3）文部科学省との連携

- ・ 引き続き、文部科学省のホームページ「子どもと社会の架け橋となるポータルサイト」に教材を掲載し、学校現場からアクセスしやすいようにする。
- ・ また、学校における消費者教育に活用できるよう、文部科学省の担当部署と連携し、「消費者教育ポータルサイト」（消費者庁）に教材を掲載したところ。

（4）その他、教材の活用に向けた取組

- ・ 映像教材の作成の検討

教師の皆様へ

薬害教育教材の活用の手引【平成 26 年度】

厚生労働省では、文部科学省の協力を得て、中学 3 年生を対象とした薬害を学ぶための教材「薬害を学ぼう (注)」を作成し、平成 23 年 4 月より、全国の中学校に配布しています。この教材は、医薬品等による薬害を知るとともに、その発生の過程や社会的な動き等を学ぶことを通じて、今後、同様の被害が起こらない社会の仕組みの在り方等を考えることを目的とするものです。社会科や総合的な学習の時間等で補助教材として活用することが考えられます。

(注) 平成 23 年度及び平成 24 年度においては、「薬害って何だろう？」という名称で配布していますが、平成 25 年度版から「薬害を学ぼう」に名称を変更しました。内容については、これまでと変更はありません。

平成 26 年度版の教材は、**平成 26 年度の中学 3 年生が対象となります。**平成 26 年度の年間指導計画作成等の際にご参考いただくため、前年度 (平成 25 年度) 末に配付していますので、授業等で積極的に取り入れ、活用していただくようお願いします。

教材の活用に当たっての留意点は、以下のとおりです。

(1) 学習指導要領等との関連について (別紙参照)

この教材は、中学校学習指導要領との関係では、主に社会科 (公民的分野) における消費者の保護に関する内容などに関連します。

なお、この教材は、保健体育 (保健分野) における医薬品の適正使用に関する内容とも関連しますが、薬害問題と薬物乱用等の問題との混同がないよう、ご注意願います (※)。

(※) 違法な薬物の乱用がもたらす健康被害問題は、医薬品による副作用とは全く異なる問題です。

薬物乱用＝薬害問題という誤ったイメージが伝わらないようにご留意下さい。

(2) 教材の活用事例について

この教材は、各校の創意工夫によりご活用していただくことを想定していますが、活用事例を以下の厚生労働省ホームページに掲載していますので、ご参考下さい。

このホームページに掲載しているワークシートを、教材及びこの手引と併せて配布しています。配布しているのは、1～2 時間程度授業で活用していただくことを想定したのですが、ホームページには 3 時間程度の活用を想定したワークシートも掲載しています。両方とも Word 形式となっており、授業時間や取組内容に併せて、適宜編集していただくことが可能です。

<厚生労働省ホームページ「薬害を学ぼう」>

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/index.html>

※ 上記アドレスからダウンロードできます。

なお、この教材の授業等における活用方法を、今後とも厚生労働省ホームページ等を通じて周知を図ることとしておりますので、教材の活用方法として参考となると考えられる事例について、厚生労働省まで随時、情報提供いただきますようお願いいたします(様式自由)。

※ 内容に応じて、ホームページへの掲載等をさせていただきます。

(3) 特別支援学校等における活用について

特別支援学校等においては、この教材を授業等で使用することが困難な場合もあると想定されますが、学校や生徒の状況等に応じて、可能な範囲でご活用下さい。

【参考】

- ① 厚生労働省のホームページには、ワークシートの他にも、関連サイトの情報やこの教材を作成した検討会の資料なども掲載されています。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/>)

- ② 以下のポータルサイトにも、本件が掲載されています。

- ・ 文部科学省のホームページ「子どもと社会の架け橋となるポータルサイト」

(<http://kakehashi.mext.go.jp/>)

- ・ 消費者庁のホームページ「消費者教育ポータルサイト」

(<http://www.caa.go.jp/kportal/index.php>)

- ③ 授業の実施に当たっては、地域の薬剤師会や被害者団体等の関係団体と連携していただくことも考えられますが、全国薬害被害者団体連絡協議会（薬被連）においては、講師派遣を行っていますので、お知らせいたします。

<薬被連問い合わせ先>

【メール（講師派遣窓口専用）】 yakuhiren.lecturer@gmail.com

【薬被連窓口】 財団法人いしずえ（サリドマイド福祉センター）

〒153-0063 東京都目黒区目黒 1-9-19

（電話） 03-5437-5491 （FAX） 03-5437-5492

※講師派遣を要請する場合は、上記の専用アドレスにて依頼して下さい。

<連絡先>

厚生労働省医薬食品局総務課 医薬品副作用被害対策室

電話：03-5253-1111（内線 2717）

直通：03-3595-2400 FAX：03-3501-2052

各中学校 ご担当者 様

《 薬害教育教材「薬害を学ぼう」に関するアンケート 》

- 平成26年度(中学3年生)用の教材「薬害を学ぼう」について、以下の質問にお答えください。
(該当する番号に○をつけ、空欄には自由にご記入ください。)アンケート結果は、今後の教材作成に役立てたいため、▲月▲日(▲)までにFAXで御回答いただきますよう御協力をお願いします。

1. 使用状況・予定

- ① 授業等で使用した(又は使用予定) ② **授業以外で、配布のみ行った(又は配布予定)**
③ 使用・配布の予定はない

「①授業等で使用した」場合は、どの教科で使用したかご記入下さい。

- ① 社会科 ② 保健体育科 ③ **総合的な学習の時間**
④ その他()

「①授業等で使用した」又は「②配布のみ行った」場合は、その時期をご記入下さい。

平成 年 月頃

「③使用・配布の予定がない」場合は、その理由をご記入ください。

2. 教材の発送時期について

(※ 平成26年度の中学3年生に使用していただくため、年間指導計画の作成時期などを見込んで、前年度(平成25年度)末に発送しています。)

- ① ちょうどよい ② 早すぎる ③ 遅すぎる

上記において、「②早すぎる」又は「③遅すぎる」場合は、その理由をご記入ください。併せて、**発送の時期として適切と考えられる時期をご記入下さい。**

3. 教材は、中学3年生にわかりやすいものでしたか。

- ① 全体にわかりやすい ② わかりにくい部分がある

わかりにくいと思った部分や、その理由について具体的にご記入願います。

4. 教材に同封している「**活用の手引**」は、教材の活用方法を検討するにあたって役に立ちましたか。

① 役に立った ② あまり役に立たなかった

上記において、「**②あまり役に立たなかった**」場合は、その理由や「**活用の手引**」の改善すべき点についてご記入下さい。

5. 厚生労働省では、平成23年度から本教材を配布しています。

これまでに本教材を授業で使用・配布した際(予定も含め)、授業での活用方法や工夫した点、また活用に当たって問題となった点などがございましたら、ご記入願います。

(例: ○○の授業の副教材として活用、ワークシートを活用、講師派遣を依頼等)

_____都道府県 _____立 _____中学校
氏名 _____ 電話番号 _____

ご協力よろしくお願いします。

返信先 F A X 番号 : 0 3 - 3 5 0 1 - 2 0 5 2

あて先 : 厚生労働省医薬食品局医薬品副作用被害対策室 行き

問い合わせ : 0 3 - 3 5 9 5 - 2 4 0 0 医薬品副作用被害対策室 管理係